

経済産業省

20230316資第2号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第84条第1項の規定に基づく登録調査機関の登録に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による登録の審査基準を定める。

令和5年4月7日

経済産業大臣 西村 康稔

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 第84条第1項の登録の審査基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づく登録調査機関の登録は、法第89条各号及び第90条第1項各号の規定に基づき行うものとし、登録の申請時の提出書類として、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第58条第3号から第5号まで、第7号及び第8号イからニまでに掲げる書類並びに施行規則第62条に規定する標準作業書が、以下の要件を満たすものであること。

1. 欠格条項に該当しないことを説明する書面

施行規則第58条第3号に掲げる登録申請者が法第89条各号の規定に該当しないことを説明した書面は、誓約書等により同条各号に該当しないことを説明した書面であること。

2. 氏名及び略歴

施行規則第58条第4号に掲げる確認調査を実施する者の氏名及び略歴は、エネルギー管理士免状の交付を受けていること及び当該登録調査機関に常勤又は非常勤で雇用されていることが記載されたものであること。

3. 組織を明らかにする書類

施行規則第58条第5号に掲げる確認調査部門及び信頼性確保部門の組織を明らかにする書類は、当該登録調査機関に確認調査部門及び信頼性確保部門が置かれていることを説明した組織図等の書類であること。

4. 確認調査部門管理者等が必要な権限を有することを説明した書類

施行規則第 58 条第 7 号に掲げる確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が登録調査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であることを説明した書類は、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者がそれぞれの部門の業務を統括する権限及びそれぞれの部門の業務の改善の必要性の有無を経営責任者に報告する権限を持つ者であることが説明された書類であること。

5. 各部門の権限等を記載した文書

施行規則第 58 条第 8 号イに掲げる組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書は、各部門の権限、責任及び相互関係を明らかにしたものであって、各部門の所掌事務を説明した規程等の文書であること。

6. 内部点検の方法を記載した文書

施行規則第 58 条第 8 号ロに掲げる確認調査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書は、以下の事項が記載された文書であること。

イ 確認調査が標準作業書に基づき適切に実施されていることを確認調査部門が自ら管理していることについて定期的に点検すること。

ロ イの点検の結果（改善措置を含む。）を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

ハ イの点検の結果（改善措置を含む。）を帳簿に記載することが示されていること

7. 精度管理の方法を記載した文書

施行規則第 58 条第 8 号ハに掲げる精度管理の方法を記載した文書は、以下の事項が記載された文書であること。

イ 標準作業書が最新かつ適切な技術及び知識に基づいたものであること及び確認調査がそれに従って適切に実施されていることについて定期的に点検すること。

ロ イの点検の結果（改善措置を含む。）を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

ハ イの点検の結果（改善措置を含む。）を帳簿に記載することが示されていること。

ニ 記載された事項から逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

8. 信頼性確保部門の研修計画書

施行規則第 58 条第 8 号ニに掲げる信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書は、施行規則第 61 条各号の信頼性確保部門の業務が適切に実施されるための研修の内容が記載され、その研修が定期的に行われることが記載された文書であること。

9. 標準作業書

施行規則第 62 条に規定する標準作業書は、次に掲げる項目に応じ、当該項目に定められたものであること。

イ 確認調査の項目及び項目ごとの調査方法

確認調査を行う項目は施行規則第 37 条各号に掲げる事項とし、それぞれの調査項目の調査方法は書類調査及び現地調査による方法であること。

ロ 確認調査に当たっての注意事項

確認調査に係る法及び法に基づく命令の規定を遵守すること、確認調査を安全に実施することなどの事項が定められたものであること。

ハ 確認調査により得られた結果の処理の方法

施行規則第37条各号に掲げる事項ごとに記載されたものであること。また、施行規則第37条第4号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況に係る処理の方法については、別紙の評価指針を参考として、法第84条第2項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときの基準が定められたものであること。

ニ 確認調査に関する記録の帳簿への記載事項

施行規則第70条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を帳簿に記載することが示されたものであること。

附 則

1. この審査基準は、令和5年4月7日から施行する。
2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律第20条第1項の登録の審査基準（20140312資第2号）は、廃止する。